

徳島県個人情報保護審査会答申第57号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年7月4日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H○. ○月○日（付け農政局）の書類に関する経緯が分かる書類 産業交流部（阿南）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年7月19日、実施機関は、請求に係る保有個人情報については、当該文書を作成しておらず、文書が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年7月20日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年3月6日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

H○年○月○日（付け農政局）の書類をH○年○月○日の協議したとき県から資料提供を受けている。国が指導・監督する官庁が、県に指導したものであり、無いとする拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

請求内容にある「H○. ○月○日（付け農政局）の書類」とは、○○○（以下「国」という。）から審査請求人宛に平成○年○月○日付けで出された文書（以下「本件文書」という。）であり、内容は、平成○年○月○日付けで審査請求人が国に送付した○○○土地改良区の運営に関する請願書（以下「本件請願書」という。）についての審査請求人への回答に関するものである。

本件請求については、南部総合県民局産業交流部（阿南）（以下「産業交流部（阿南）」という。）に対して行われたものであるが、土地改良区の指導及び監督に関する国との協議は、通常、農山漁村振興課で行っており、本件請願書に関しても、農山漁村振興課と国で協議を行っている。したがって、本件文書に関する経緯が分かる書類については、産業交流部（阿南）において、存在しない。

以上により、本件請求に係る対象個人情報情報を保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、本件文書に関する経緯が分かる書類と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

実施機関の説明によると、土地改良区の指導及び監督に関する国との協議は、通常、農山漁村振興課で行っているとのことである。

本件請求は、産業交流部（阿南）に対して行われたものであり、本件請願書に関する国との協議についても農山漁村振興課が行っているため、産業交流部（阿南）において、直接、国と協議を行っていないことから、本件請願書の回答にあたる本件文書に関する経緯が分かる書類について、存在しないとする実施機関の説明に、不合理な点はない。

以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月 6日	諮 問
6月28日	審 議 (第91回審査会)
7月27日	実施機関からの口頭理由説明の聴取, 審議 (第92回審査会)
9月 7日	審 議 (第93回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者